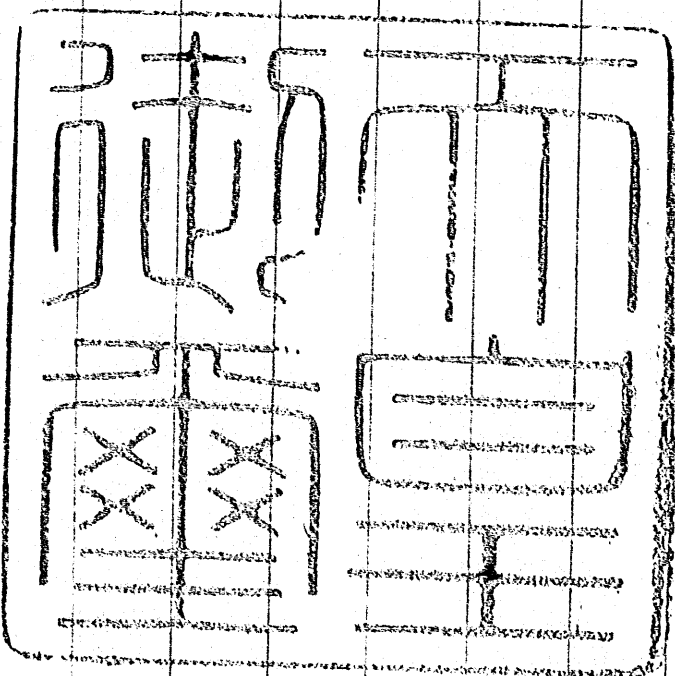


條約第九号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第一條第二項ヲ留保シテ署名シタル戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望  
外務大臣子爵内田外次

條約第九號

戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝「ボヘミア」國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリガイ」共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、政馬共和國臨時總督、丁抹

國皇帝陛下、ドミニカ共和國大統領、エク  
アドル共和國大統領、佛蘭西共和國大統領  
領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外  
領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、  
「ブラテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國  
大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、  
下、盧森堡國大公、「ナツソ」公殿下、墨西哥  
合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾  
威國皇帝陛下、巴拿馬共和國大統領、「パラ  
グエ」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、秘

露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙  
國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇  
帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴァド  
ル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹  
羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦  
政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共  
和國大統領、「ウエネズエラ」合衆國大統領  
ハ防守セシレサル港、都市及村落ヲ海軍  
力ヲ以テ砲撃スルコトニ関シ第一回平  
和會議ノ表明シタル希望ヲ實行セムト

欲シ爲シ得ル限陸戰ノ法規慣例ニ関ス  
ル千八百九十九年ノ規則ノ主義ヲ海軍  
カヲ以テスル砲撃ニ及ホシ以テ住民ノ  
權利ヲ保障シ且重要ナル建物ノ保存ヲ  
確實ニスヘキ一般規定ヲ右砲撃ニ適用  
スルノ必要ヲ考慮シ之ニ依リテ人類ノ  
利益ニ貢獻シ戰爭ノ慘害ヲ軽減セムト  
ノ希望ヲ體シ之カ爲條約ヲ締結スルヒ  
決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ  
獨逸皇帝魯魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大  
使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタ  
イン  
本會議特派委員、「コンセイエー、アン  
チーム、ド、レガシヨシ、帝國外務省法  
律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドク  
トル、ヨハンネス、クリーゲ  
亞米利加合衆國大統領  
特命大使、ジョセフ、エツチ、テヨート  
特命大使、ホレス、ポーター

特命大使 ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使 デヴィット、

ジェーシ、ヒル

海軍少將、全權公使 チャールズ、エス、ス  
ペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全

權公使 ジョージ、ビシ、デーヴィス

全權公使 ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官 ロケ、サエン  
ツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲

裁裁判所裁判官 ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所

裁判官 カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝、ボヘミア國皇帝、洪牙利

國皇帝陛下

「ゴンセイ、エー、アンチー、ハ、特命全權

大使、ゲー、タシ、メレ、ド、カポ、スメレ、

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ  
ル、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會  
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國  
學士院會員、國際法學會名譽會員、常  
設仲裁裁判所裁判官ベルナール  
國務大臣、前司法大臣ジール、ウアン、テン、  
ヒューベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞

國學士院會員、男爵ギーヨーム  
ボリヱイア、共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク  
ラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使、フェルナンド、  
エ、グワチャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判  
官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使、エツアル

ド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴ

イナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カランジエ

ーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、カナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグス

ト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使カルロス、コ

ンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マ

ルセリアノ、ヴァルガ大

政馬共和國臨時總督

「ハヴァナ」大學國際法教授、上院議員ア

ントニオ、サンテユス、デ、ブスタマシテ  
米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、  
クエサダ、イ、アロステグイ  
前「ハヴァナ」中學校長、上院議員マヌエ  
ル、サンガイリー

丁 妹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンス  
タンチン、ブロン  
海軍少將フリステア、ン、フレデリック、  
シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル  
「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官  
フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴ  
アハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所  
裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公  
使ヴィクトル、レンドン



代理公使 エンリケ、ドルン、イ、テ、アル  
スア

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外  
務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオ  
ン、ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官、男爵、デスツール、ネル、ド、  
コンスタン

巴黎大學法科大學教授、名譽全權公

使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、  
常設仲裁裁判所裁判官、ルイ、ルノ  
和蘭國駐劄特命全權公使、マルス  
ン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外  
領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判  
所裁判官、サー、エドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官  
サー、アーネスト、ガイソン、サトウ

中

階

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ド

ーナルド、ジエームス、マッケー、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、「ガール」ヘン  
リー、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、  
リツオ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判  
所裁判官ジョールジュ、ストレイト

「グロテマラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常  
設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレマ  
チャド

獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメ  
ス、カリリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジャン、ジヨセ  
ス、ガルベマル

米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レ  
ジュー

前國際公法教授、ポルトープランス  
組合辯護士ピエール、ユヂクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常  
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯  
爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、チ、ヴェル  
ガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」  
ギド、ポンピリ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、「コ

ンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛磨

盧森堡國大公「ナツソー」公殿下

國務大臣、内閣議長アイシェン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ドヴィレ

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロア、  
エステヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバステア  
ン、ベード、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全  
權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ  
「モンテネグロ國公殿下

「コンセイエイ、プリグエ、アンペリアル、  
アクチュエル、佛國駐劄露國特命全權  
大使ネリドフ

「コンセイエイ、プリグエ、アンペリア  
ル、露國外務省常任顧問官ド、マルテ

ンス

「コンセイエイ、デタ、アンペリアル、ア  
クチュエル、和蘭國駐劄露國特命全權  
公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄  
兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲  
裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲ  
ルプ

巴奈馬共和國大統領

中

閉

ベリサリオ、ポラス

「パラグエー」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、  
マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵ジェシ、デユ、モレンソ  
ー、ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ア  
ツシエ、ド、ボーフオール

國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判

所裁判官テリ、エム、セリ、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議

官、ヨンクヘール、ジリ、セリ、セリ、デン、

ベール、ポール、テュゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍

大臣、ヨンクヘール、ジリ、アリ、ローエル

前司法大臣、下院議員ジリ、アリ、ロエア

秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、  
常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエリ、

中

附

カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾス  
サルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使ミルツア、  
アーメッド、カン、サチグ、ウル、ムルク  
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下  
參事院議官、ペール、ヂュ、ロワイヨーム、  
前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、

特命全權大使、侯爵テ、ソヴェラル  
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵テ、セ  
リール

瑞西國駐劄特命全權公使、アルベル  
ト、ドリヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、アレキサン  
ドール、ベルゲマン  
和蘭國駐劄特命全權公使、エドガー  
ル、マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、プリグエ、アクチエエル、

佛國駐劄特命全權大使ホリドフ

「コンセイエー、プリグエ、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マル

テンス

「コンセイエー、デタ、アクチエエル、侍従、和

蘭國駐劄特命全權公使チャリコフ

「サルヴァートル、共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所

裁判官ペドロ、ジール、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、パレ

ス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、参事院議長サヴァ、グルー

イツチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノウイ

ツチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使ミシエル、ミリチエグウィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少将モム、チャチデー、ウドム

公使館参事官セー、コラデオニドレリ

陸軍大尉ルアング、ビユヴァナルト、ナ

リユーバル

瑞典國、ゴツツ及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公

使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、

ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキョルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設  
仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘル  
ネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使がストン、カルラレン

陸軍参謀大佐、「ジエネツア」大學教授ユ

ージエーン、ボレル

「チエーリヒ」大學法學教授 マックス、フ

ーベル



土耳其國皇帝陛下

特命大使、ミニストル、ド、レヴカフ、チ  
ユルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使、レシツド、ベ  
海軍中將、メ、メツド、パシヤ

東「ウ」ルグエ「リ」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官、ホ  
セ、バトレ、イ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、  
常設仲裁裁判所裁判官、フアン、ペリ、

カストロ

「グ」エ「ネ」グエ「ラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使、ホセ、ヒル、フオ  
ルトウ

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト  
認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左  
ノ條項ヲ協定セリ

第一章 防守セラレサル港、都市、  
村落、住宅又ハ建物ノ砲撃

第一條 防守セラレサル港、都市、村落、住

定又ハ建物ハ海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃  
スルコトヲ禁ス

孰レノ地域ト雖具ノ港前ニ自動觸發  
海底水雷ヲ敷設シタル事實ノミヲ以  
テ之ヲ砲撃スルコトヲ得サルモノト  
ス

第二條 右禁止中ニハ軍事上ノ工作物、  
陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯  
藏所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラ  
ルハキ工場及設備並港内ニ在ル軍艦

ヲ包含セサルモノトス海軍指揮官ハ  
相當ノ期間ヲ以テ警告ヲ與ヘタル後  
地方官憲ニ於テ右期間内ニ之ヲ破壊  
スルノ措置ヲ執ラサリシ場合ニ於テ  
全ク他ニ手取ナキトキハ砲撃ニ依リ  
之ヲ破壊スルコトヲ得  
此ノ場合ニ於テ右指揮官ハ砲撃ノ爲  
ニ生スルコトアルハキ故意ニ出ラサ  
ル損害ニ付何等責任ヲ負フコトナシ  
軍事ノ必要上即時ノ行動ヲ要スル

為期間ヲ與フルコトヲ得サル場合ト  
雖防守セラレサル都市ノ砲撃ニ関ス  
ル禁止ニ付テハ第一項ノ場合ト同一  
ナルヘク且指揮官ハ砲撃ノ爲右都市  
ニ來スヘキ不便ヲ成ルヘク少ナカラ  
シムル爲一切ノ相當手段ヲ執ルヘシ  
第三條 防守セラレケル港、都市、村落、住  
宅又ハ建物ハ地方官憲力具ノ附近ニ  
在ル海軍ノ目前ノ需要ヲ充ス爲必要  
ナル糧食又ハ軍需品ノ徵發ヲ正式ノ

催告ニ依リ命セラレタルニ拘ラス之  
ニ應スルコトヲ拒ミタルトキハ明示  
ノ通告ヲ爲シタル後之ヲ砲撃スルコ  
トヲ得  
右徵發ハ地方ノ資力ニ相應スルモノ  
タルヘシ徵發ハ必ス該海軍指揮官ノ  
許可ヲ得テ之ヲ爲スヘク且之レニ對  
シテハ成ルヘク即金ニテ支拂ヒ然ラ  
サレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘシ  
第四條 防守セラレサル港、都市、村落、住

宅又ハ建物ハ取立金ヲ支拂ハサルヲ  
理由トシテ之ヲ砲撃スルコトヲ得ル

### 第二章 一般ノ規定

第五條 海軍力ヲ以テ砲撃ヲ爲スニ當  
リテハ指揮官ハ宗教、技藝、學術及慈善  
ノ用ニ供セラレル建物、歴史上ノ紀念  
建造物、病院、病者及傷者ノ收容所ハ  
同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサ  
ル限之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシ  
ムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘ

キモノトス

住民ハ看易キ徽章ヲ以テ右ノ建物、紀  
念建造物又ハ收容所ヲ表示スルノ義  
務ヲ負フ右徽章ハ堅固ナル方形ノ大  
板ニシテ對角線ノ一ヲ以テ上部ハ黒  
色下部ハ白色ノ兩三角形ニ區劃シタ  
ルモノナルヘシ

第六條 軍事ノ必要上已ムヲ得サル場  
合ヲ除ク外攻撃海軍指揮官ハ砲撃  
ヲ始ムル前其ノ旨官憲ニ通告スル爲

施シ得ハキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモ  
ノトス

第七條 都市具ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以  
テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委  
スルコトヲ得ス

第三章 附則

第八條 本條約ノ規定ハ交戦國力悉ク  
本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國  
間ニノミ之ヲ適用ス

第九條 本條約ハ或ルヘク速ニ批准ス

ハシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル

諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署

名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛

テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以

テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前

項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證

騰本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續  
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招  
請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス  
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ  
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時  
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル  
モノトス

第十條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約  
ニ加盟スルコトヲ得  
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ具

ノ意志ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟  
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ  
寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ  
認證騰本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右  
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ  
第十一條 本條約ハ第一回ノ批准書寄  
託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄  
託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其  
ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對

シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟  
ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日  
ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス  
第十二條 締約國中本條約ヲ廢棄セム  
ト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ  
其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭  
國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾  
餘ノ諸國ニ送付シ且通告書ヲ接受シ  
タル日ヲ通知スヘシ  
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達

シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲  
シタル國ニ對シテノ其ノ效力ヲ生  
スルモノトス  
第十三條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ハ  
置キ第九條第三項及第四項ニ依リ爲  
シタル批准書寄託ノ日茲加盟(第十條  
第二項)又ハ廢棄(第十二條第一項)ノ通  
告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノト  
ス  
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認

證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國

マルシャル  
クリーゲ

第一條第二項ヲ留保ス

第二亞米利加合衆國

ジョセフ、エツチ、テョート  
ホレエス、ポーター

ユー、エム、ローズ

デヴィット、ジエーン、ヒル

シー、エス、スペリー

ウイリアム、アイ、ブカナン

第三亞爾然丁國

ロケ、サエソツ、ペニヤ  
ルイス、エム、ドラゴ

セー、ロドリゲス、ラレタ

第四埃地利洪牙利國

メレー



男爵マツキオ

第五 白耳義國 ア、ベルナール

ジ、ウアン、デン、ヒューベル

ギーヨーム

第六 「ボリヴィア國 クラウデオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國 ルイ、バルボサ

エー、リスボア

第八 勃爾牙利國 陸軍少將ヴィナロフ

イヴァン、カラシニコフ

第九 智利國 ドミンゴ、カナ

八月十七日ノ第

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチャ

四回總會職ニ於テ  
爲シテ九第三條ニ關  
スル留保ヲ爲ス

第十 清國

第十一 格倫比亞國 ホルヘ、ホルグイン

エス、プレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 政馬共和國 アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

ゴンザロ、デ、クエサダ

マヌエル、サンガイリー

第十三 丁抹國 セー、ブロン

第十四 「ドミニカ」共和國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァル  
アポリナル、テヘラ

第十五 「エクアドル」共和國

ヴィクトル、エム、レンドン  
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

マルスラン、ペレ〔第一條第二項ヲ留保ス〕

第十七 佛蘭西國

エドワード、ブライ  
アーネスト、サトウ

レー  
第一條第二項  
ヲ留保ス

ヘンリー、ハワード

第十九 希臘國

クレオン、リツオ、ランガベ  
ジョールジュ、ストレイト

第二十 「グワテマラ」國

ホセ、チブレ、マチャド  
ガルベマル、ジャン、ジョセフ

第二十一 「ハイチ」國

ジー、エヌ、レジェー  
ピエール、ユダクール

第二十二 俾太利國

ポンピリ  
ジエー、フジナト

第二十三 日本國

佐藤愛磨〔第一條第二項ヲ留保ス〕  
アイシエン

第二十四 盧森堡國

伯爵ド、ウイレー

第二十五 墨西哥國

ジェー、ア、エステヴァ

エス、ベル、ド、ミエー

エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 「モンテネグロ國

ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第二十七 「ニカラグワ國

第二十八 諾威國

エフ、ハーゲルプ

第二十九 巴奈馬國

バー、ポラス

第三十 巴拉グエー國

ジェー、ヂユ、モンソー

第三十一 和蘭國

ダブルグエ、アッシムド、ボーフォール

デー、エ、セー、アッセル

ヂン、ベル、ポールヂュゲール

ジー、アー、ローエル

ジー、アー、ロエフ

第三十二 秘露國

セー、ジェー、カンダモ

第三十三 波斯國

モムタズスサルタネー、エ、サマド、カン

サダグウル、ムルクエム、アーメド、カン

第三十四 葡萄牙國

アルベルト、ドリグエイラ

第三十五 羅馬尼亞國 エドガール、マヴロコルダト

第三十六 露西亞國 ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十七 「サルヴァドル」國 ペー、ジー、マテウ

エヌ、ペレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國 エヌ、グルーイッチ

エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ

エム、ジェー、ミリチェヴィッチ

第三十九 暹羅國 モム、チャチデー、ウドム

第四十 瑞典國 カリ、アッシュ、エル、ハムマルスキョルド

ヨハンネス、ヘル、ネル

第四十一 瑞西國 カルラン

第四十二 土耳其國 チュルカン

第四十三 「ウルグエー」國 ホセ、バトレイ、オールドニユス

第四十四 「ヴェネズエラ」國 ジー、ヒル、フォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ  
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ  
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル  
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國  
全權委員力第一條第二項ヲ留保シテ署  
名シタル戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ  
關スル條約ヲ閱覽點檢シ具ノ留保ヲ存

シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明  
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ  
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國 璽

外務大臣子爵内田康哉

